

事 務 連 絡  
平成 23 年 7 月 20 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室  
厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の  
受診機会の確保のためのガイドライン等について

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保に関しては、平成 23 年 4 月 13 日に発出した事務連絡「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について」（以下「4 月 13 日事務連絡」という。）において、被保険者の自己負担の徴収の免除及び避難先の保険者が実施可能な旨について通知したところです。

4 月 13 日事務連絡においては、被災者が加入する保険者と避難先の保険者との間で、健診等の実施機関からの費用の請求方法、保険者間の費用の決済方法、健診結果の送付方法等を調整した上で、避難先の保険者が実施することが考えられるとしたところです。

上記の保険者間で個別に調整を行う方法以外に、被災県において代表保険者を決定した上で、代表保険者が避難先県で既に締結されている集合契約 B のとりまとめ機関と契約を締結するという方法が考えられます。

今般、この方法で行う場合のガイドラインを別紙 1 のとおり作成しましたので、貴管下の保険者等及び健診機関へ周知いただくとともに、御活用いただくようお願いいたします。

また、4 月 13 日事務連絡に関する照会のうち、その主な内容について、Q & A を別紙 2 のとおり作成しましたので、貴管下の保険者等への周知等よろしく願います。

ガイドライン及び Q & A に基づき具体的に調整を行うにあたって疑問等がありましたら、適宜厚生労働省保険局にお問い合わせください。

## 避難者への特定健康診査等実施（代表契約）のためのガイドライン

### 1. 本ガイドラインの趣旨について

4月13日事務連絡においては、被災者が加入する保険者及び後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）と避難先の保険者等との間で、個別に調整を行う方法を示したところです。しかしながら、被災者が加入する保険者等は震災による被害を受けていることもあり、個別に他の保険者等と調整を行うことは困難な場合があります。

個別の保険者等の調整の負担を軽減するため、被災県において、県の調整に基づき代表保険者を決定し、代表保険者が避難先県で既に締結されている集合契約Bのとりまとめ機関と契約を締結するという方法（以下「代表契約」という。）が考えられます。（参考1）

本ガイドラインは、特定健康診査及び75歳以上の方が受診する健康診査（以下「特定健康診査等」という）について、代表契約を行う場合の被災県の代表保険者の決定、避難先県健診機関・とりまとめ機関との調整・契約等の例について示すことにより、保険者等及び健診機関・とりまとめ機関の事務が円滑に実施されることを目的としています。

保険者、都道府県、とりまとめ機関の間で具体的に調整を行うにあたって疑問等がありましたら、適宜厚生労働省保険局にお問い合わせください。

### 2. 被災県における代表保険者の決定について

被災県の国民健康保険所管課（部）及び後期高齢者医療主管課（部）は、県内の市町村国保及び75歳以上の方が受診する健康診査を実施する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）（※）に対して、代表契約への参加の希望について照会を行う。広域連合は、広域連合から委託・補助を受けて健康診査を実施する市町村（以下「後期高齢者健診実施市町村」という。）と調整のうえ、代表契約への参加の有無、広域連合が参加する場合にはその旨を、後期高齢者健診実施市町村が参加する場合には参加する市町村名を、被災県の後期高齢者医療主管課（部）に伝える。

国民健康保険主管課（部）及び後期高齢者医療主管課（部）は、それぞれが市町村国保及び広域連合から確認した意向について共有し、契約に参加する保険者及び契約の代表者となる保険者（以下「代表保険者」という。）を決定する。

（※）被用者保険の保険者については、集合契約を活用すること等により、避難先での健診等の実施が可能な体制が整備されていることから、代表契約を活用する保険者等としては、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者健診実施市町村が想定される。ただし、被用者保険の保険者が希望する場合には、代表契約を活用しても差し支えない。

なお、震災の被害により、受診券の発券業務等が困難な市町村国保も想定されることから、県国民健康保険団体連合会へ発券業務等を委託することが考えられる。

### 3. 避難先県健診機関等との調整・契約について

被災県の国民健康保険所管課（部）は、避難先県で集合契約Bを締結しているとりまとめ機関との契約の締結（※1）を県下保険者が希望する旨を、避難先都道府県の国民健康保険主管課（部）へ連絡する。

上記連絡を受けた避難先都道府県は、既存の集合契約の代表保険者又は保険者協議会事務局からとりまとめ機関を確認し、被災県の保険者が契約を希望している旨をとりまとめ機関に連絡し、被災県の代表保険者ととりまとめ機関との調整を行う。

避難先都道府県の調整に基づき、代表保険者ととりまとめ機関は契約を締結する。

なお、集合契約の契約書の例については、従来から示しているところであるが、今回の契約の締結にあたっては、地域の実情に応じて自由に契約していただきたい。

（※2）

（※1）集合契約Bにおいては、健診費用の支払い及び健診結果の送付について、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムを利用することとなるため、現時点でこのシステムを利用していない市町村国保が代表契約に参加するためには、特定健診等データ管理システムを利用するための業務委託契約を国民健康保険団体連合会と調整のうえ、結んでおく必要がある。

（※2）代表契約に広域連合又は後期高齢者健診実施市町村が参加する場合の集合契約書の例は、参考2のとおりである。この場合、健診費用の支払い及び健診結果の送付について、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムを利用することとなるため、現時点でこのシステムを利用していない広域連合又は後期高齢者健診実施市町村が代表契約に参加するためには、特定健診等データ管理システムを利用するための業務委託契約を国民健康保険団体連合会と調整のうえ、結んでおく必要がある。

また、特定健診等データ管理システムを利用するための業務委託契約を結ぶことが困難等の理由により代表契約に参加できない場合は、各広域連合間での委託契約による方法で健診を実施することが考えられる（別紙2問7参照）。この場合の委託方法・内容については、委託先を広域連合とするのか市町村とするのか、健診費用の請求・支払いや健診結果の送付・受取を広域連合が行うのか市町村が行うのかなど、避難先県の広域連合と被災県の広域連合が、被災県の広域連合の希望に十分配慮して調整のうえ決定する。

### 4. 契約締結後の避難者への周知について

代表契約を締結した後、避難者の加入保険者等は、代表契約を締結したことにより避難先で健診が実施できる旨を避難者へ周知した上で、受診券の送付が必要になる。

避難者の加入保険者は、全国避難者情報システム等を活用することにより、代表契約の締結により避難先で健診が可能になった旨の連絡及び受診券の送付を行うことができる。

避難者への受診券の送付は、避難者の加入保険者から避難先市町村に依頼することも考えられる。

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等  
の受診機会の確保に関するQ&A

【被保険者等の自己負担免除関係】

問1 4月13日事務連絡によると、自己負担を免除する者は、平成23年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡の1(2)の①から⑥までに掲げられた対象者の要件に該当する者とされている。3月23日以降、医療課事務連絡は改正されているが、特定健康診査及び特定保健指導並びに75歳以上の方が受診する健康診査(以下「健診等」という。)の自己負担を免除した場合に、国が財政支援することを検討している者の範囲はどのように考えればよいか。

(答)

健診等の自己負担を免除した場合に、国が財政支援することを検討している者の範囲は、医療課事務連絡において一部負担金等が免除される範囲と同様である。(4月13日事務連絡においても、「医療課事務連絡の改正により新たに追加した対象者の要件も含むものとする。」としているところである。)

問2 4月13日事務連絡によると、阪神・淡路大震災の際の老人保健法に基づく健康診査への財政措置に準じた財政支援を予定しているとあるが、被災地から転入した方の自己負担を免除した場合も財政措置の対象となるのか。

(答)

1. 健診等の自己負担を免除した場合の国の財政措置については、現在検討を行っているところであるが、転入者の自己負担を減免した場合についても財政措置の対象とする方向で検討を行っているところである。
2. また、年度途中の加入者については、本来特定健康診査及び特定保健指導の対象者とはならない(国庫補助の対象とはなる)が、積極的に実施いただくようお願いする。

問3 健診等について、いつまで自己負担免除の取扱いを行うのか。

(答)

自己負担の免除を行った保険者への財政措置については、現在検討を行っているところであるが、自己負担を免除した場合の保険者への財政措置は平成23年度実施分を対象とする方向で検討を行っており、平成23年度実施分については自己負担免除の取扱いをしていただきたい。

問4 健診機関等は、自己負担を免除すべき者かどうかをどのように判断するのか。

(答)

健診機関等は券面に示された自己負担額を徴収することとなっているが、自己負担を免除される者へ発行される受診券については、自己負担額の部分が「0円」又は「無料」等と記載されているため、健診機関等は通常と同様に券面を確認し徴収額を判断する。

受診券とともに免除証明書を提示した場合に、自己負担を免除するという方法を採用することも差し支えないが、その場合、保険者から契約健診機関への周知を徹底すること。

なお、一部の保険者においては、自己負担額を後日還付する場合があるが、健診機関は券面の記載どおり徴収すること。

### 【後期高齢者支援金の加算・減算措置について】

問5 東日本大震災の影響により、被災地における平成 23 年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施率は低迷することが予想されるが、被災地の保険者についても後期高齢者支援金の加算・減算措置を行うのか。

(答)

後期高齢者支援金の加算・減算措置の具体的在り方については、現在保険者による健診・保健指導等に関する検討会において検討を行っているところであるが、具体的な措置の実施に当たっては、震災等の影響も考慮される予定である。

### 【代表契約以外の方法について】

問6 今回のガイドラインで示された「代表契約」以外の方法で、避難者への健診等を実施してもよいか。

(答)

1. 今回のガイドラインで示した「代表契約」は、保険者等及び健診機関の事務が円滑に実施されることを目的として作成したものであるが、保険者等及び健診機関に対してその方法を強制するものではありません。
2. 今回のガイドラインで示した「代表契約」は、集合契約Bのとりまとめ機関との契約を結ぶものとしているが、ガイドラインの「2. 被災地における代表保険者の決定について」の方法で代表保険者を決定した上で、健診機関の全国組織と集合契約Aを締結するという方法も考えられる。健診機関の全国組織との契約については、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室へ照会ください。
3. 「代表契約」以外の方法としては、
  - ① 4月13日事務連絡で示した個々の保険者間で調整を行う方法（健康診査については、問7参照）
  - ② 高齢者の医療の確保に関する法律第26条第1項～第3項に規定する方法（問8参照）
  - ③ 既存の集合契約に年度途中から加わる方法（問9参照）が考えられる。

問7 4月13日付けの事務連絡によると、75歳以上の方が受診する健康診査については、例えば本来の保険者である後期高齢者医療広域連合から、被災者が避難している地域の保険者に委託して実施することが可能とあるが、具体的にどのような方法で委託すればよいのか。

(答)

代表契約に参加することが困難である場合、各広域連合間での委託契約により実施することが考えられる。詳細については、別添「各広域連合間での健診業務委託契約について」を確認いただきたい。

問8 4月13日事務連絡では、保険者間で調整した上で健診等を実施することが考えられるとされているが、保険者間で調整を行わずに特定健康診査及び特定保健指導を実施してもよいのか。

(答)

1. 事前に保険者間で調整を行わずに被災者へ特定健康診査及び特定保健指導を実施する場合は、被災者本人が特定健康診査及び特定保健指導の費用を負担した後に、加入保険者へその費用を請求することになる。(高齢者の医療の確保に関する法律第26条第1項～第3項)
2. 一旦費用を負担した上で加入保険者へ請求が必要な旨を理解された上で、被災者が希望される場合には上記方法で特定健康診査及び特定保健指導を行うことができるが、被災者の状況を考慮すると、上記方法は被災者の負担が大きくなる懸念されるため、事前に保険者間で調整することが望ましい。
3. 75歳以上の方が受診する健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律第26条の適用外であるため、保険者間で調整した上で実施する必要がある。

問9 被用者保険の保険者と県内の健診機関との間で既に結ばれている集合契約に、年度途中から加わるという方法を検討しているが、このような方法は認められないのか。

(答)

1. 被用者保険の保険者を中心に、既に結ばれている集合契約に年度途中から加わるという方法は考えられる。
2. 「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集」において、「集合契約については、年度ベースでその契約を行うこととしていることから、年度途中における保険者、健診機関の途中参加は認められない。」としているが、東日本震災に伴う避難者への対応を行う場合に限り、年度途中で参加保険者を変更することは差し支えない。

**【健診等の差額への財政支援について】**

問10 加入保険者が行う健診等費用と避難先の健診機関等の健診等費用が異なることになるが、加入保険者への財政支援は実施されるのか。

(答)

健診等費用が異なる場合の加入保険者への財政措置については、現在、実際に要した費用に応じて財政支援を行う方向で検討を行っているところである。